

公 示 送 達 書

令和 8年 6月 19日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当町役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 23 日

東員町長 水谷 俊郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	令和8年度軽自動車税 督促状	ベトナム	TRAN QUOC TAI
2	令和8年度軽自動車税 督促状	ベトナム	PHAN GIA TAI
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。